

平成26年度第3回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会議事録

1 日時：平成26年7月30日（水） 午後2時26分～午後4時38分

2 場所：千葉中央コミュニティセンター3階 「調停室」

3 出席者：

(1) 委員

石井 慎一委員（部会長）、善積 康夫委員（副部会長）、谷藤 千香委員

(2) 事務局

(都市局)

河野都市局長

(公園緑地部)

岡田部長

(都市総務課)

増田都市局参事兼課長、内海課長補佐、村上総務係長、中野主任主事

(公園管理課)

竹本課長、篠田課長補佐、中臺管理係長、高橋主任主事、長瀬主任主事

4 議題：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

(2) 千葉市蘇我スポーツ公園スポーツ施設「蘇我球技場（フクダ電子アリーナ）、多目的広場（フクダ電子スクエア）、庭球場（フクダ電子ヒルスコート）、第1多目的グラウンド（フクダ電子フィールド）及び第2多目的グラウンド（北）」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査基準等に関する事項について

5 議事の概要：

(1) 指定管理者の募集から指定までの流れについて

配布資料をもとに説明を実施した。

(2) 千葉市蘇我スポーツ公園スポーツ施設「蘇我球技場（フクダ電子アリーナ）、多目的広場（フクダ電子スクエア）、庭球場（フクダ電子ヒルスコート）、第1多目的グラウンド（フクダ電子フィールド）及び第2多目的グラウンド（北）」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査基準等に関する事項について

指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査基準等に関する事項について審議した。

6 会議経過：

○事務局 それでは、引き続きまして平成26年度第3回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を開催させていただきます。

本日の会議でございますが、3名全ての委員の皆様にご出席をいただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により本会議は成立しておりますことをご報告いたします。

初めに開会に当たりまして、河野都市局長からご挨拶を申し上げます。

○都市局長 それでは、改めまして。委員の皆様には先ほどに引き続きまして、お忙しいと

ころを、また審議いただきますこと、ありがとうございます。

本日の審議内容でございますが、先ほど今後のスケジュールを説明させていただいたとおり、本日については蘇我スポーツ公園内に所在する5施設について、平成27年度から31年度までの5年間における指定管理者の公募に関する募集条件や審査基準などについて審議をしていただく予定でございます。

この蘇我スポーツ公園は市民の健康づくりやスポーツ振興はもとより、臨海部における緑や水辺の魅力向上、大規模災害発生時には広域防災拠点として機能する運動公園として重要なものでございます。

この募集条件、審査基準につきましては施設所管課である公園管理課が本年5月22日に開催しました第1回のスポーツ部会をはじめ、これまで委員の皆様からいただいた貴重な意見を踏まえて案を作成しておりますので、これから説明させていただきたいと思っております。

今後も開館時間の拡大などの市民サービスの向上・拡大、民間事業者などを活用したサービスの質的向上などを図って市民の方に満足いただける施設管理を実現して参りたいと思います。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をお願い申し上げますとともに10月には指定管理予定候補者の選定を予定しておりますので、この点につきましてもご協力のほどをよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 河野都市局長につきましては、所用がございましたため、これをもちまして退席とさせていただきます。

○都市局長 恐縮でございます。よろしくお願いいたします。

(都市局長退席)

○事務局 それでは、議事に入る前に会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。お手元の資料3「千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について」をご覧ください。

本日の会議は、「1 会議の公開の取扱い」の(1)のただし書きにあります、「公募の方法により指定管理予定候補者を募集する場合における募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議」に該当いたしますので、非公開にて実施することといたします。

また、議事録につきましては、「2 議事録の確定」の(1)及び「3 部会の会議への準用」のとおり、事務局が案を作成し、皆様に内容を確認していただいたのち、部会長の承認をもって確定とさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

石井部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 皆様、今日はよろしくお願いいたします。

では、議題1の指定管理者の募集から指定までの流れについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○都市総務課長 都市総務課長の増田でございます。それでは、議題の「(1)指定管理者の募集から指定までの流れについて」をご説明させていただきます。

お手元のファイルの中の資料6をご覧くださいませでしょうか。

「指定管理者の募集から指定までの流れ」という表があるかと思います。上の方にいくつか枠があります。「公園管理課」「スポーツ部会」「議会」、これがそれぞれ募集から指定までの中で役割を果たす組織といえますか、そういうところなのですが。平成26年度6月、「公園管理課」の欄に「募集要項等の作成」とあります。蘇我スポーツ公園内

の5施設の指定管理者を公募するにあたり募集要項等の案を作成しております。

そして7月のスポーツ部会の欄に「30日 第3回 募集条件、審査基準等に関する審議」とあります。こちらが本日開催の部会で、公園管理課で作成した募集要項や審査基準等の案について、特に審査方法、それから項目などについて外部有識者である皆様の視点を取り入れて、皆様からいただいた意見を基により良い募集要項とするため開催するものでございます。

先ほど当課の内海が言いましたように非公開とするのは、この採点方法であるとか配点、この辺りがあるので、いわゆる公開にはなっていないということなので、その辺りを十分にご理解いただけたらありがたいと思います。

公園管理課では、皆様からいただいた意見を反映させた募集要項等に修正した上で、8月7日～9月12日まで指定管理者の公募を実施いたします。9月8日～12日までを指定申請書の提出期間とし、その後、形式的要件審査として本市から指名停止処分を受けていないことや最近1年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納が無いこと、暴力団密接関係者でないことや提出書類に虚偽または不正の記載が無いことなど、募集要項に定めた資格や要件が備わっているか審査を実施いたします。

定めた要件が備わっていないことが確認できた場合は失格ということになり、通知を行います。

形式的要件審査に合格された法人等から指定管理予定候補者を選定するため、10月15日、第4回スポーツ部会を開催する予定でございます。実施する提案内容の審査の流れについては当日に改めて説明をさせていただきますけれども、指定管理者の選定方法については公募型提案方式をとるものとし、提出された提案書を審査のうえ、第1順位～第3順位を決め、最も業務に適した第1順位の者を指定管理予定候補者として選定し、部会での審査結果を踏まえ指定管理予定候補者を決定いたします。指定管理予定候補者決定後、10月中旬に各応募者に対し結果を通知します。

指定管理予定候補者となったものには、併せて協議の申し出を行い、協議について双方誠意をもって対処すること、それから最低限の両者の合意がなされていることを担保するものとして、仮協定書を締結いたします。

なお、第1順位の候補者と協議がまとまらない場合は、順次下位の者と協議を行います。

11月上旬、こちらでスポーツ部会の会議経過、選定結果、選定理由、応募者数、全応募団体個別名称及び総得点についてホームページにて公開をいたします。

11月末頃から開催される平成26年第4回定例会、こちらの市議会におきまして指定管理者指定議案の議決を経て12月下旬に指定管理者の指定書の交付及び告示、1月下旬に指定管理者と基本協定の締結を行い、平成27年4月1日付で当該年度に係る委託料の額や基本協定では取り決めていない特約事項を定めた年次協定を締結いたします。

最後に、次年度以降は、各年度の終了後に次年度以降の管理運営をより適切に行うため年度評価を実施し、最終年度においては、各年度において実施した年度評価を踏まえた指定管理者の管理業務の総括のための評価及び次期指定管理者の選定のための評価である総合評価を実施する旨は先ほど説明をさせていただいたとおりでございます。

1年の流れは結構ゆっくりしていますが、それでも私どもとしては事務の手續としては議会とかそういった第三者にかけたりするので、結構タイトなのかなと考えております。

中の事情をお伝えしますと、昔は指定管理者の指定、先ほど議会にかけるということで申し上げましたけれども、第4回の定例会ではなくて、平成27年3月に行われる年度末の議会で指定するということが当初はやっていましたが、議会の議決、いわゆる賛同を得られなかった場合とか、あるいは条件が付された場合に対応する期間がないということで、

現在では今申し上げました8月ぐらいからの公募、12月の市議会への付議という流れにさせていただいております。少し分かりにくいかもしれませんが、そちらの表を参考にさせていただいてご理解をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○部会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○委員 ありません。

○委員 ないです。

○部会長 では、私からお伺いしたいのですけれども、この指定の流れのとおりにいけば全く問題ないかと思っておりますが、仮にそのとおりにいかなかった場合にどうするのかというところをその時点で検討するのか、あるいは既に検討済みであるのか。例えばこんなことはないのでしょうか、全く応募がありませんでしたとか、応募されたのだけれども全社問題があつて失格になってしまったとか。

それから、議会の承認の場合には12月は駄目でも、もう1回あるのでそこでということに対応するということだと思うのですけれども、決まらないまま平成27年度に入ったらどうするのかとか、いったん決まったのだけれども、そこが辞退してしまったというときはどんなことになるのかということをお教えいただければと思っております。

○都市総務課長 今会長がおっしゃられたことは千葉市ではあまりないのですが、県内とかあちこち見回してみると結構あります。事例としては、珍しいと言えば珍しいから新聞報道されるのですが、途中でもうできないので下ろさせてくれということがあります。それは新聞では結構あります。

最初から応募がなかった場合、でも施設としては今までやっていた事業者がいるので、そういった業者さんと協議をして、それを非公募でお願いするというのが、これがまず一つの方法です。これは余裕があつて、誰もいないということが分かってから協議する時間がありますのでいいのですが、もっと後になって突然、例えば先ほど会長さんがおっしゃったように議会でも承認されなかったらどうするのかということ。それがあつたので12月の議会に提出することになっています。その議決後に「うちは降ろさせていただく」ということで次の年度が来てしまった場合、最悪の場合は市の直営、いわゆる指定管理という方法ではなくて業務委託という方法で管理を行う。管理を行いながら、どういう点が公募とか応募がなかった点なのかということをおヒアリングするなどして、そういった条件を緩和する、あるいはもう少し細かく規定するという形で再度、年度を超えてから募集するということが一つの方策です。そこで募集をしないで別途ほかの事業者に対して非公募でということもあります。その辺りはそのときの状況です。なぜ応募が無かつたのかをよく考えた上でないと、これだとはなりませんけれども、やり方としては非公募にするというやり方と一時的に市が直営で行うという、その二つの方法があるということになると思っております。

○部会長 ありがとうございます。もう1点ですが、公募開始から応募、募集の締め切りまでの期間の長さですけれども、それが他の自治体や他の施設と比べて長い短いなどはどうなのでしょう。この期間が長ければ長いほど手を挙げる業者も多くなるのかなという気もしないでもないですが。

○公園管理課長 他の自治体の事例でございますが、新横浜公園の日産スタジアムの場合ですが、募集要項の公表が5月12日。これに対して提案書類の提出の締め切りが7月18日ということになってございます。

それから、静岡県にあります静岡スタジアムほかという施設ですが、こちらが募集要項

の公表が10月5日。提出書類の締め切り日が10月22日と極めて短い期間です。

次に、市内の他施設ですが、千葉市の斎場ですが、こちらにつきましては募集要項の公表が7月16日、提案書類の締め切りが8月29日ということです。

もう一つ、美浜区にアイススケート場がございますけれども、そちらは募集要項の公表が5月27日、提案書類の締め切り日が6月28日ということです。日産スタジアムについては比較的長い期間をとっておりますが、それ以外については私どもと同等か、より短い期間でございます。以上です。

○部会長 ありがとうございます。何か今の点に関連してご質問等がありますでしょうか。特にありませんでしょうか。

では、議題（1）については以上で終わります。

議題（2）の千葉市蘇我スポーツ公園スポーツ施設「蘇我球技場、多目的広場、庭球場、第1多目的グラウンド及び第2多目的グラウンド（北）」の指定管理予定候補者の公募に係る募集条件及び審査基準等に関する事項について」に入ります。

それでは、指定管理者募集要項、指定管理者管理運営の基準、審査の基準等につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○公園管理課長 公園管理課長の竹本です。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

それでは、資料7-1「指定管理者募集要項」のほうをお願いいたします。お捲りいただきまして1ページ目でございます。1番目に指定管理者募集の趣旨について記載してございます。趣旨としましては、指定管理者を公募することにより管理運営について創意工夫のある提案を広く募集すること。それから現指定管理者との指定期間が平成27年3月末をもって終了することに伴い、新たに募集をすること、その旨を記載してございます。

2としまして募集要項等の定義をしてございます。こちらで本募集要項と併せて（1）から（4）に示す書類を併せまして募集要項等ということで定義してございます。

続きまして3の「公募の概要」でございます。（1）管理対象施設でございます。こちららは先般ご覧いただきましたように蘇我球技場（フクダ電子アリーナ）、それから蘇我スポーツ公園多目的広場（フクダ電子スクエア）、それから蘇我スポーツ公園庭球場（フクダ電子ヒルスコート）、蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンド（フクダ電子フィールド）及び、まだ今年度施工中でございますが、蘇我スポーツ公園第2多目的グラウンド（北）の5施設でございます。7-4の最後にそれぞれの地図を示してございます。

こちらの図面です。こちらで赤く囲ってある施設が今回指定管理者を募集する施設でございます。下のほうのオレンジ色部分で囲ってございます第2多目的グラウンド（北）については今年度整備するというので、来年度4月からの供用開始予定でございます。

それでは、7-1の1ページ目にお戻りください。（2）としまして指定期間でございます。平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

（3）でございます。業務の内容ですが、これは後ほど管理運営の基準で説明させていただきたいと思ひます。

（4）としまして、選定の手順です。下表のとおりでございます。先ほど説明いたしました全体の流れを表としてまとめて記載してございます。

続きまして、2ページの管理対象施設の概要でございます。（1）としまして「設置目的」です。こちらのほうには蘇我スポーツ公園が千葉市におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図り、市民の健康体力づくりに寄与するとともに、地域コミュニティとしての交流機能を発揮するための拠点施設となる運動公園である旨、それから防災拠点となる機能も併せ備えている旨を記載しまして、これらの機能を全うさせるために各施設がある

ということを記載してございます。

それから、(2)「指定管理施設の概要及び特徴」でございまして、こちらは7-4の3ページをお開きいただきたいのですが、ここの下のほうに「第2 指定管理施設の概要」というところがございます。こちらを使いまして説明をさせていただきたいと思っております。

(1)としまして、千葉県蘇我球技場(フクダ電子アリーナ)です。こちらのほうは開設が平成17年10月16日。建築物につきましては建築面積が16,037㎡。延べ床面積が34,890㎡です。それから、スタンドですが、12,007㎡。約18,500席でございます。

4ページの上の方、フィールドでございまして、芝生の面積としまして111m×74m、国際規格になってございます。面積としまして、芝生面積が8,214㎡。それから、その芝生の外周部にウレタン部分がありまして、こちらが3,460㎡となっております。

それから、こちらのフクダ電子アリーナにつきましては、アリーナの脇に圃場を設けておりまして、囲みの中の下のほうに太字の括弧書きで書いてございまして、芝生面積が546㎡。それから、その他舗装部分等を含めまして、全体で1,215㎡ほどの圃場がございます。これはフィールドの芝が傷んだ場合にこちらの圃場から芝生を持ってきて補修をかけるという施設でございまして、このフクダ電子アリーナと一体のものとして指定管理の施設としてございます。

それから(2)ですが、蘇我スポーツ公園多目的広場(フクダ電子スクエア)。これは開設が平成20年4月1日です。建物(管理棟)につきましては、床面積が449㎡です。

お捲りいただきまして、フィールドですが、面積は23,947㎡。構造としましては人工芝でございまして、その中にサッカーコート2面分をとるような形になってございます。

それから、次に(3)千葉県蘇我スポーツ公園庭球場(フクダ電子ヒルスコート)です。開設は平成23年4月23日です。管理棟につきましては床面積が439㎡です。フィールドにつきましては全体が26,700㎡で、構造は砂入りの人工芝です。

施設内容はテニスコート20面分と壁打ち場所が1か所ございます。テニスコートのうち12面につきましては、夜間照明設備が整っております。

続きまして、6ページの(4)千葉県蘇我スポーツ公園第1多目的グラウンド(フクダ電子フィールド)です。こちらは開設が平成26年4月1日です。フィールド面積は22,500㎡で、構造としましては土系の舗装となっております。施設内容ですが、サッカーコート2面分となっております。ただ、このサッカーコートにおきましては少年野球ソフトボール等のプレーも可能となっております。

それから、芝生の観覧スペースがついてございます。「芝目」とありますが、すみません、タイプミスで「芝生」でございまして、芝生観覧スペースの面積が1,139㎡です。

続きまして7ページをお願いします。今年度整備中の千葉県蘇我スポーツ公園第2多目的グラウンド(北)でございまして、開設は平成27年4月1日を予定しております。

フィールドにつきましては面積が12,460㎡。構造につきましては土系舗装でございまして、施設内容としましては、少年野球やソフトボールのプレーできるコートが2面です。

その下、こちらは芝生観覧スペースですが、面積が1,024㎡となっております。以上が施設の概要です。

それでは、7-1、2ページにお戻りください。(3)の「一体募集の背景」。こちらは5施設をなぜ一体募集するかということに記載してございます。当該施設はJリーグ公式戦やイベント、各種大会を行うなどして利用されますので、通常の単体の施設だけではなくて、場合によっては複合的に調整して運営していかなければいけないことが多々あるということ。

それからもう一つ、この公園自体が防災上の拠点としての役割を設けておりまして、各

施設にもそれぞれ防災上の役割が当てはめられております。それらの情報はフクダ電子アリーナで集中的に管理するようになりますので、こうしたことから全体を一体管理する必要があるということでこちらに記載してございます。

次に5の指定管理者が行う業務の範囲です。指定管理者が行う業務の範囲は全体で三つありまして、一つ目が必須業務として、これは市からの委託料に含まれる業務です。その必須業務が大きく三つございます。3ページでございます。アとして施設運営業務。イとして維持管理業務。それからウとして経営管理業務。それぞれの内容につきましてはこちらに記載してございます。

それから、(2)として自主事業です。これは市からの委託料に含まれない事業で、指定管理者自らが企画して行う事業でございます。

(3)として再委託について触れさせていただいております。これはどの委託でもそうですが、全体または大部分を一括して再委託することはできないこと等を記載してございます。

指定管理者が行う業務の範囲は基本的に必須業務と自主業務と、大きくその2つです。

それから6の指定管理区域以外の業務ですが、今回の指定管理をお願いすることになった場合、それ以外にいくつか業務をお願いすることになりますが、そちらについて記載しております。

基本的に指定管理区域以外の維持管理業務につきましては、千葉市の中央・稲毛公園緑地事務所というところが業者に業務委託、この指定管理者ではない業者に業務委託を出して管理をしております。しかしながら大規模なイベントが開催された場合、先ほど申し上げましたように通常と異なった運営方法が必要になったり、あるいは警報等のシステムが、フクダ電子アリーナで集中管理されている等を踏まえまして、4ページの上の方に二つ記載してございますが、一つにはトイレ清掃業務、これは園内の4か所ですが、それから蘇我スポーツ公園内の駐車場の管理運営、この業務について指定管理者をお願いするような形をとることになります。

この部分につきましては、別途トイレ清掃については業務委託を結びます。それから駐車場の管理運営につきましては都市公園法で定めます管理許可という手法を使って管理していただくことになります。

次に7番目としまして、市の施策等との関係です。こちらは市の施設ですので、やはり市の施策に従って施設を管理運営することが必要ですので、その部分を求める旨の記載してございます。(1)としまして施策の理解。(2)としまして市民利用。(3)として市内産業の振興。(4)としまして市内雇用への配慮。(5)としまして現在の施設職員の継続雇用への配慮。(6)として障害者雇用の確保。(7)としまして男女共同参画社会の推進。5ページにいきまして、(8)環境への配慮。(9)災害時の対応。(10)暴力団の排除。(11)施設の命名権への協力。この11項目を市の施策等との関係ということで記載してございます。

6ページをお願いします。下の方、8の「指定管理者の公募手続」です。これにつきましては、先ほど来述べております手続を記載してございます。(1)として募集要項等に関する説明会。7ページにうつりまして、(2)として募集要項等に関する質問の受付。

(3)として募集要項等に関する質問の回答。(4)応募書類の提出。8ページにいきまして、(5)指定管理者選定委員会によるヒアリングの実施。(6)選定結果の通知。

(7)仮協定の締結。(8)としまして指定議案の提出、指定管理者の指定、協定書の締結。これらを記載してございます。

9ページでございます。9の「応募に関する事項」でございます。(1)の「応募資

格」のア～カのいずれにも該当するものであることという書き方で示してございます。

まず、アですが、法人その他の団体であること。個人では駄目ということです。それから、イ、市から指名停止処分を受けていないこと。ウ、地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するものではないこと。これは一般競争入札に参加できるものであるということです。エ、最近 1 年間の市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。オ、会社更生法に基づき更生手続開始の申立、または民事再生法に基づいた再生手続開始の申立てが行われていないこと。カとしまして、暴力団関係のものではないことということでございます。

それから、(2) 共同事業体での応募。こちらは共同事業体での応募も可能としてございます。現在はシミズオクトと東洋メンテナンスという共同事業体でやっておりますが、そういう形が可能であるという旨を記載してございます。

(3) の「重複提案の禁止」。1 法人等 1 応募。「等」というのは共同事業体の場合ですが、1 応募とするということです。

(4) には失格事項を定めています。記載のあるア～カまでのいずれかに該当する場合は失格となる旨を記してございます。

(5) の応募書類でございます。応募書類としましては、まず指定の申請書です。こちらの場合はフクダ電子アリーナとそれ以外の施設で管理している条例が違うものですから、指定申請書につきましては各条例に基づいて出していただくよう、2 種類用意していただくような形になります。

10 ページをお願いします。指定申請書以外の書類ですが、中段にございますイの「提案書」のところでございます。これは後ろに様式等が付いてございまして、そちらに沿って記載していただくということです。

それから、(6) は「留意事項」としまして、必要な事項を書かせていただいております。

11 ページ、下のほうですが、(7) は「保険」ということで、指定管理者は適切な保険に加入していただくことになる旨記してございます。

12 ページをお願いします。(8) は「その他」でございます。これは市からの資料提供とその取扱いについて記載してございます。

続きまして 10 の「経理に関する事項」です。「(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの」ですが、こちらは 3 つあります。一つはア、利用料金収入です。それから、イ、指定管理委託料です。ウ、自主事業による収入。以上の 3 つが収入として見込まれるものでございます。

(2) の管理経費です。こちらは、まず市が支払う経費に含まれるものですが、アとしまして人件費、イとしまして事務費、管理費。13 ページにいきまして、ウとして受託費でございます。

それから (3) で指定管理料の支払いについて定めております。会計年度ごとに委託料を決定し、その委託料を協定に定める方法により支払います。協定に支払い方法は定めるのですが、現在、翌月払い、全 12 回払いというのが主流になってございます。

それから、(4) の「口座の管理」です。委託料及びその他の収入は法人等が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理していただくようになります。ですので、この指定管理事業についての口座を設けていただくということです。

(5) の「利益の還元について」。剰余金の取扱いについて示してあります。こちらは各年度に剰余金が発生した場合、それが総収入の 10% を超える額の場合にはその 10% に当たる額との差額の 2 分の 1 を市に還元してくださいと、その旨記載してございます。そ

の還元方法につきましては、イとしまして三つ書いてございますが、「(ウ)市の発行する納入通知書により市に納付する方法」が現在よくとられている内容です。

続きまして、11の「審査選定」です。(1)第1次審査です。これはまず応募資格を満たしているか審査いたします。こちらは事務局で対応してご報告するような形になります。

(2)第2次審査でございますが、下記のア～カについてご審議いただくこととなります。審査基準につきましては、次の14ページの表にまとめてございます。こちらは後ほど審査基準ということで別途ご説明させていただきたいと思っております。

続きまして15ページです。関係法規です。こちらは業務をするうえで遵守しなければならない法令等を列記してございます。

13番、その他でございますが、(1)としましては業務の継続が困難となった場合の措置について。それから(2)としまして、協定書解釈に疑義が生じた場合の措置について。(3)リスク分担に対する方針について記載してございます。以上が募集要項の説明でございます。

続けてよろしいでしょうか。

続きまして、7-2でございますが、そちらは募集にあたっての様式集でございます。それぞれこちらにありますように様式を定めてございます。この募集要項等につきましては、千葉市全体で総務局でひな型をつくっておりまして、それをベースにしまして、こちらの5施設用アレンジをかけてございます。

続きまして、7-3ですが、こちらは基本協定書の案でございます。内容につきましては、第1章から第12章までの章立てをしておりまして、第1章が総則、2章が管理業務の範囲、管理の基準等。3章として事業計画及び事業報告。それから管理業務の実施等で全体で12章までございます。

続きまして、7-4「指定管理者管理運営の基準」でございます。

1ページをお願いします。

第1は総則。1の「本書の位置付け」ですが、本書につきましては募集要項と一体をなすものであり、市が指定管理者に要求する管理運営の基準である旨を記載してございます。

2の「管理運営に当たっての基礎的な遵守事項」。本書に示す基準を満たした施設の管理運営を行うこと。法令の遵守をすること。市民の平等な利用を確保すること。特定の団体に有利、不利になるような管理を行わないようにすること等を記載してございます。

3の指定管理者業務を実施するに当たっての前提です。(1)指定管理者制度の適正な理解に基づく業務の履行、これについて記載してございます。

(2)です。市の施策の適正な理解に基づく業務の履行。これは募集要項にありました市の施策等との関係にあります11項目をこちらのほうに同様の内容で記載してございます。

こちらの中で継続雇用について盛り込むのが漏れていますが、それは後ほど盛り込ませていただきたいと思います。現在、働いている職員の継続雇用の部分です。

続きまして、3ページですが、指定管理施設の概要でございます。これは先ほどご説明しましたので省略させていただきます。

7ページをお願いします。指定管理者の管理すべき対象施設ということで、先ほどご覧いただきました最後の図面に赤で示す区域である旨を記載してございます。

それから、指定管理区域以外の業務ですが、トイレ(4か所)の清掃業務。それから駐車場の運営業務について記載しております。

8ページ中段の第3の「施設運営業務」でございます。運営業務の基本方針ですが、条

例規則募集要項、協定等並びに指定管理者が自ら作成します事業計画書や規定等に従い業務を行うものとする。それから、合理的かつ効率的に業務を実施して、利用者満足度の向上、利用者への啓発、利用者の健康向上に努めること。それから利用者の安全、衛生及び快適性の確保に努めることを方針として掲げてございます。

2の「運營業務の範囲」ということで、1～10までの項目を定めています。(1) 広報、(2) 施設の貸出、(3) 施設の利用受付。(4) 接客。(5) 備品・用具等の貸出。(6) 専門員の配置。(7) 情報公開、個人情報保護及び秘密の保持に関すること。(8) 急病等への対応。(9) 災害時の対応。(10) 自主事業、について記載してございます。

このうち、1つ追加事項がございまして、それは喫煙場所についてですが、その項目をこちらのほうに追加しまして、全部で11項目といたします。

8ページの下の方、3の「開場時間及び休場日」ですが、原則として施設の使用(供用)時間及び休場日は施設ごとに条例で定めるとおりとします。ただし、指定管理者は市長の承認を得て使用供用時間を変更し、または休場日に開場することができるとなっております。

9ページをお願いします。また、市は施設の管理上必要があると認めたときには、臨時に休場日以外を休場日とし、または使用供用時間に供用させないことができるとなっております。

使用時間等につきましては、下の表のとおりでございます。ここに記載している内容は例えば午前9時から使える施設の早朝利用を可能とする。そういったことを示したものでございます。

4としまして、市民利用です。市民利用に際して各種事業の実施に積極的に協力することということで協力を求めています。

5としましては、利用料金制度導入に当たっての留意点。(1) 利用料金の設定。これは利用料金の設定につきましては、条例で規定する額の範囲内で市長の承認を得て利用料金を定めることができるとなっておりますので、例えば使用料500円のを300円にすることができる、そういうことでございます。

それから、(2) 利用料金の減免です。こちらは減免できる旨の記載が条例にございますので、その趣旨等を踏まえて適切に運営していただくということを記載してございます。

10ページの(3)の利用料金の徴収・管理です。利用料金の徴収は原則前納とする旨を書いております。それから徴収した現金については安全に管理し、速やかに金融機関への預け入れを行うことということで書かせていただいております。

(4)の「指定期間前後に係る利用料金の取扱い」ですが、指定管理期間の前の期間の利用料金を預かった場合はその前の指定管理者に預けるとするかお戻しするか、その旨を記載してございます。

それから、6の「使用許可」です。こちらは許可という非常に権限のあるものを指定管理者が行うものですから、その手続について条例等を遵守するように、こちらで定めてございます。

11ページをお願いします。7の「広報」です。この「広報」から16ページの17の「指定管理者の自主事業」というものがございまして、これにつきましては先ほど申し上げました運營業務の範囲の内容を詳細に示したものでございます。時間の関係で内容の説明は割愛させていただきます。

それでは、18ページをお願いします。第4「施設維持管理業務」です。1の「施設維持管理業務」。指定管理者は本書のほか、国土交通省の建築保全業務共通仕様書を参考に

業務を履行することを求めています。

2としまして「業務の対象範囲」です。(1)として建築物維持管理。(2)建築設備維持管理。(3)設備・備品等維持管理。(4)フィールド等維持管理。(5)外構施設維持管理。(6)清掃。(7)環境衛生管理。(8)保安警備。(9)その他。現在9項目ございますが、これに植栽維持管理業務を1つ、ここの部分の記載が漏れていますので、それを追加させていただきまして、全部で10項目としたいと考えております。

その下の3の「用語の定義」ですが、こちらのほうでは点検・保守・修繕について、それぞれ用語の定義をしてございます。

19ページの4の「建築物維持管理」ですが、この4の建築物の維持管理から33ページにあります13の「その他維持管理」につきましては、先ほど述べました業務対象範囲の内容を詳細に記したものでございます。時間の関係でそれぞれの説明は割愛させていただきたいと思っております。

34ページをお願いします。第5の「経営管理業務」です。(1)としまして指定期間前準備業務です。これにつきましてはア～キに記載の業務を行うということで記載してございます。

2の「事業資格・業務体制準備業務」です。(1)の「事業資格」ですが、これは業務を実施するに当たり必要な官公署の免許、許可及び認定等を受けていることということで規定してあります。また、それぞれの業務を再委託する場合は再委託先がそれぞれの免許・許可・認定等を受けていることという内容でそれらを求めています。(2)として「業務体制」です。これはそれぞれの施設への資格者の配置について記載してございます。

3の「事業計画書作成業務」です。指定管理者は毎年9月15日までに次年度の事業計画案を提出していただきます。それから毎年3月25日までに先に提出した案の内容を踏まえて、今度は(案)のない事業計画書を市に提出して、その承認を得ることということになっております。案でいただいたものを市と事業者で協議して、事業計画の形に持って行って、それを承認するというところでございます。

35ページをお願いします。4の「各年度協定締結業務」です。指定管理者は基本協定及び次年度の事業計画書等に基づき市と次年度の各年度協定を締結することとなっております。締結時期につきましては、その事業計画の承認後となりますので、3月25日～31日の間での締結となります。主な内容としましては、利益があった場合の還元方法等でございます。

それから5「事業報告書作成業務」です。毎月、事業報告書を作成して提出していただくとともに、年度終了後には1年を通じた事業報告書を作成していただくようになります。

6「管理規程・マニュアル等の作成業務」です。運営管理を行う上で必要となる各種規程、要項、マニュアル等を作成してくださいということでもあります。

7「事業評価モニタリング業務」です。これは利用者の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるために行っていただくのですが、2つございまして、1つは(1)の利用者アンケート。利用者に対するものです。(2)としまして施設の管理運営に対する自己評価、それとモニタリングです。この2つを求めています。

36ページ、8としまして、関係機関等との連絡調整業務について記載しております。9、指定期間終了前後の引継業務です。これは指定管理終了前後に次の指定管理者が円滑に業務を遂行できるよう、きちんと引き継いでくださいということで記載しております。

第6の「その他の重要事項」。1としまして、原則として光熱水費につきましては指定管理者の負担とする。その辺りの取扱いについて記載してございます。37ページをお願いします。2の「修繕の取扱い」です。修繕につきましては、1件当たり100万円以下の

修繕は指定管理者の負担としてくださいということを記載してございます。

3としまして、小規模修繕業者登録制度の活用。小規模修繕につきましては、千葉市のホームページで公開されている名簿から選定していただきということで書いてございます。4につきましては、保険等の加入について記載しております。38 ページ、再委託。これは全体の再委託の禁止等について書いてございます。

6、記録の保管です。各種記録の保管期間を下の表のように定めております。また、その保管期間が指定管理期間を過ぎる場合は次の指定管理者に引き継ぐ旨を記載しております。7「公租公課」。こちらにはきちんと税務署等について問い合わせのうえ確認していただきということに記載しております。

8の「諸届け」。こちらは指定管理者の責任の下、手続をきちんと行ってくださいというところで記載してございます。39 ページをお願いします。9の「日除けの設置」。これは先般ご視察いただいたときにもそうであったかと思いますが、まだ樹木が大きく成長していないせいで、木陰が十分確保できていません。そのため自主事業において提案していただきということでの記載を書いております。それから、10の「その他」。本書に記載のない状況、状態が発生した場合は市と協議のうえ対応することという記載です。

第7は「経理に関する事項」です。こちらは、指定管理者は以下の収入を自らのものとするができるということで、1つは利用料金収入。2つ目、指定管理委託料。指定管理委託料につきましては、募集に当たりまして5年間、7億9,000万円という記載をします。それ以下で決まった額をお支払いするという事です。それから、3番としまして自主事業実施による収入です。それから、40 ページは管理経費ということで、委託料に含まれるものは(1)～(3)の内容である旨を記載してございます。

管理運営の基準につきましては、以上でございます。

続きまして、7-5をお願いします。審査基準についての資料でございます。まず、7-5のA4の表ですが、こちらは一次審査の内容を記載しております。これは事務局のほうで対応のうえ、ご報告申し上げます内容でございます。

次のページをお願いします。A3の縦表でございます。審査に当たりましては、一番左側の欄ですが、指定の基準というものを全体で6項目設けております。それぞれ6項目につきまして配点をしてございます。

それから、もう一つ右側の欄におきまして、それぞれの審査項目ということで、配点の内訳という構成内容について指定してございます。これについては一つひとつご説明いたします。

1番としまして、指定の基準ですが、「1 市民の平等な利用を確保するものであること」、これは配点が5です。内容としましては、管理運営の基本的な考え方ということで。

2としまして「施設の管理を安定して行う能力を有すること」。これは全体で配点が50点です。内容としましては8項目ありまして、同種の施設の管理実績が10点。団体の経営及び財務状況が10点。管理運営の執行体制が5点。必要な専門職員の配置につきましては5点。業務移行体制の整備につきまして5点。従業員の管理能力向上策につきまして5点。施設の維持管理の考え方につきまして5点。設備及び備品の管理・清掃・警備等につきまして5点です。

次に3「施設の適正な管理に支障を及ぼす恐れがないこと」。1つ目、管理法令等の遵守が5点。リスク管理及び緊急時の対応が5点。

4としまして「施設の効用を最大限発揮するものであること」。これは全体が。すみません、こちらはタイプミスです。70点です。内容としまして、使用時間、休館日の考え

方が 10 点。利用料金の設定及び減免の考え方が 10 点。施設利用者への支援計画が 10 点。施設の利用促進の方策が 10 点。モニタリングの考え方が 10 点。施設の事業の効果的な実施が 10 点。実施事業の効果的な実施が 10 点です。

次に 5 「施設の維持管理に要する経費を縮減するものであること」。収入・支出見積もりの妥当性が 10 点。市の維持管理経費を縮減する方策が 10 点。

6 「その他市長が定める基準」です。市内産業の振興が 5 点。市内業者の育成が 5 点。市内雇用への配慮が 5 点。障害者雇用の確保が 5 点。現在の施設職員の継続雇用への配慮が 5 点。大規模な災害時の対応が 10 点。それからプロスポーツ競技団体との連携、トップレベルの競技大会の開催が 10 点です。

実際にこの採点につきましては、秋に開催する委員会でお願ひすることになると思いますが、その際はそれぞれこのくらいであればという目安というものを提示させていただきまして、採点の参考にしていただきたいと思いますと考えております。

以上が説明でございます。

○部会長 ありがとうございます。

では、今ご説明いただいた内容についてご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願ひいたします。

○委員 多分タイプミスだと思われるのですが、管理運営の基準の 27 ページの「圃場の天然芝」というところがオになっていますけれども、これはカではないですか。

○公園管理課長 はい。

○委員 そうですね。それから、こちらはタイプミスということではないのですけれども、いただいた資料ですと、利益の還元の取扱いについては、募集要項及び管理運営の基準等に記載し、還元額及び還元方法等について仕様化することになっています。この点、募集要項には記載がありますが、管理運営の基準のところに記載はありますか。無いのではないですか。ここは特に無くてもよろしいのですか。

○公園管理課 管理運営の基準に確かに記載が漏れておりましたので、管理運営の基準の 40 ページの例えば 5 に「利益還元」という項目を新たに入れて、募集要項と同じ内容になってしまいますが、記載をしたいと思ひます。申し訳ございませんでした。

○委員 はい。

もう 1 つよろしいですか。その利益の還元については、提案書様式第 26 号に記載することになっていますが、この提案については採点の基準にはしないという理解でよろしいのでしょうか。

○公園管理課長 評価項目の中に無いということですか。

○委員 当該項目による審査は行わないこととなったという変更点が資料に書かれていたもので、利益還元の方針については提案書には一応書いていただくけれども、それを受けて我々のほうでは、その部分については審査を行わないということですか。

○公園管理課 今までには還元について提案をしてくださいという形で、今の指定管理者はそういう形で募集をしていたのですが、今、利益の還元を千葉市側は強く求めて、それを仕様化しているんですね。それもプラス α で、例えばそのほかに何か還元する方策があるのかということをもた提案をしてもらう形をとって、それに対する評価ということで様式の 26 号に入れております。なのでプラス α を求めるということです。

○委員 提案がある場合については記載してくださいということで、例えば、この内容についてほとんど書かれていないものと丁寧に書かれてあるものがある場合には、差がついてそれが当然配点に反映されるということですね。

○公園管理課 そうですね。更に千葉市側に何か還元をプラス α していただける提案があれ

ば、それに対して加点をするように。

○委員 では、審査をするということでしょうか。

○公園管理課 そうです。

○部会長 採点表の5の施設の維持管理に要する経費を縮減するものであることの中の入・支出見積りの妥当性、そこで様式26というものも入っていますから、この項目の中で評価しているということでしょうか。

○公園管理課 はい。

○部会長 単独で利益還元の部分だけを評価するのではなくて、他のものと一体として見て評価しますと。以前は単独で評価していたけれども、今回は一体になるのですよということですね。

よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 何かございますか。

○委員 全体的なところでよく分かっていない部分があるのですが。最後の採点表の配点の部分は今日で決まるということですか。最後のところが何か、基準が示されるというお話でしたけれども。

○公園管理課長 配点も決定していただくということになっています。

○都市総務課長 今回の配点の部分は確かに難しい部分を占めるということはありません。要するにそのほかの提案されている工夫という部分と、その費用がいくらだという部分の点数の割合、プロポーシオンがあるとすると。要するにお金に対する評価の点数が大きくなってしまうと、どちらかというとお金がまずありきだよと。お金の減額がまずありきだよとなってしまう。

それに対して提案事項の評点が大きいとお金は多少違っていてもいい管理をして欲しいよという、そういうふうになる傾向がありますが、私どもでやっているのがこういう形なので、それでは全国の都市で同じなのかというところでもないのです。

県の施設は結構経費の配点が多い。県の公園の維持管理などがそうですが、結構点数の配点が多いので、いくら工夫しても提案する金額が低いところを取ってしまうという傾向もあったようです。今改良されているのかもしれませんが。この配点が今とりあえずはこういうことだというのが市からの提案ですが、こういう考え方からすればこういうふうにしたほうが良いのではないかとすることがあるとすれば、要するに私どもが提案したのに対して、そうではないのではないかと皆さんがおっしゃれば、今までの委員さんのご意見を聞きながらどうしたら改善できるのかを考えるのが私どもの仕事なので、この配点が多いほうが良いのか、少ないほうが良いのか、具体的にどれぐらいが良いのかがもしあるようでしたら、いただければまた考えるということになります。

プロポーシオンとしてはそれほど、5点、10点といってもあまり変わらないのですが、大きくすればその費用の部分が変わってくるのは事実です。それが他のところの点数に比べて指定管理の委託料の多い少ないか、他とどれぐらいの差でできるのかは計算してみないと分からないのですが、この配点そのものがもう少しこちらに加重を入れるべきではないかということであれば、そういった意見も含めていただくことになると思います。

○公園管理課長 今回の経費のところのウエイトですが、我々としては比較的強く抑えるような形で今回この配点を設けております。

○公園管理課 通常は経費の部分、お金の部分については20%~30%のウエイトを持つという形で内部的なひな型は作成されていますが、こちらとしては前回年度評価、総合評価の中でご意見を頂きました部分を加味してというか考慮して、より内容を重視した配点に

したいということで、今現在は5年間の指定管理委託料の上限額を事前に公表しますので、金額からしますとそれほど各事業者においても差異はないのかなど、そういったところもございまして、今回特に自主事業、施設の効果的な活用等、そういった中身を重視した配点をこちらとしては考えております。

○部会長 よろしいでしょうか。

○委員 その方針には大賛成ですが、実際のところ、この枠組みが結構細かくあって、提案書様式1号から当て込んでいきますと、今までどこかがやっていて、今までやっていたとおりにきちんと示して、プラス少しというところで書くとわりとばっちり点数がつかないというのは今まで何回かやってきた経験で非常に思っていました。

それで、実際には設置目的でも実はすごくたくさんの方が書かれていて、市民のスポーツレクリエーションを支えるとか、地域コミュニティとか、市民のレクリエーションもイベントをするとか、あるいは日頃やっていない人まで来るようにするとか、そういったことに対して、提案書のどこに入ってくるのだろうかというところ、結局のところ、声を聞きます、でもアンケートをしてみたら来た人の良かったかどうかということで終わって、拡大の方向にあまりいっていないような気がしてしまっていて、どんどんプラスに働くような新たな提案をしてくるのに対して、提案書のどこに書けるのだろうかということがちょっと分からないので。全体を通してすごく新たな取り組みをしているというようなところを、評価する時に使いたいのですが。そういうことをたくさん出していきたいので。

極端に言いますと、点数をつけるこの表のイメージでいいますと、全体を通して新たな取り組みに向かっているというような枠組みがあって、もしいくつか出てきたとき細かなところのきちんとやっていますね、やりそうですねという話ではなくて、非常に大きく変わりそうだというところに加点していきたいなという気持ちがあるのですが、そうするとこの枠組みだと非常に難しいなと。

しかも全部5点、10点で分かれているので、そこで個別のところでは点数に差をつけられるほどにはならないけれども、全体として少し工夫しているみたいなところをどうかなという、非常に難しいようなところで。

もう1つ、この先も含めて一体で管理を任すということになってきたときに、個別のところでは何ができますかということだけではなくて、一体だからこそ任せた甲斐があるというようにしていくことを考えていくと、例えば管理運営の執行体制ですか、2の(3)の下の方に一体管理の形態となっているので何か記述という感じであったのですが、ここ自体配点はあまり高くなくて。5点、10点というのはそれほど差がないかもしれないのですが、そうすると一体募集のメリットをたくさん出してくださいという、アピール的にも少し弱いかなという、何かそんな感想を持ったということです。具体的にすごく細かいところの意見ではないのですが、意見を言うという形にしてくださいということでしたので、まとまらない意見ですみませんが。

○部会長 その点に関連して質問ですが、指定管理者募集要項の13ページの11の審査選定で、第2次審査として選定に当たって選定評価委員会に諮問し、その答申内容を尊重して選定を行います、とあります。この選定評価委員会で先ほど示された採点表に従って採点していくということになるのかと思うのですが、こちらから答申するものとしては、この点数だけを答申することになるのか。また点数だけだとしたら、その点数によって基本的にどこが受けるということが決まってしまうものなのか。それとも点数としてはこうだけれども、今、委員がおっしゃったような、ここは点数はこれだけれども、こういう特徴があるよと。そういったことも評価して決めてくださいねというようなものまで答申することになるのか。

あと、答申した内容によって選定がどうなるのかという、その辺りはどのように考えればよろしいのでしょうか。どういった内容で答申することになるのか。

- 都市総務課長 今、委員さんからのご意見は、行政側の若干硬直した部分といたしますか、基準があって、それに対してこうだったらこう評価すると、先ほど話の中でありましたが、こっちが想定している評価基準以外のものを評価する方法がないということが今委員さんがおっしゃったことなのだろうと思います。要するに決まったことを決まったようにやればそれでいいのだろうかという、そうではない部分、チャレンジャブルな部分に対する評点をどう考えるのかということが先ほどの意見だったのかなと私は理解しています。

部会長さんからもそういう評点とは、本当はコメントとして、点数ではなくて、それを委員会としての評価として返せる方法はないのかという、要するに点数だけなのかという、その部分ですね。

申し訳ないですが、他とのバランスがあると言っているのは非常に難しいところで、都市局だけが突出してしまうということがいいのかどうか。突出することは事務局をやっている私のところがそれでやると言えばそれでいいのだろうと思うのですが、そういうような評価、要するに新しい提案という基準が無いものに対する提案を評価していいかということです。

要するに私どもで、これだったらこうですよ。そうでないものが出てきたときに、例えば複合施設の場合、それを一緒にした使い方という、それぞれのものではなくて、シナジー効果として出てきたものをどう評価するかという、評価するほうが今物差しを持っていないものに対してどう評価したらいいか。当然のことながら、そういう提案をしてきたこと自体を評価する方法がないと、新しいことをやろうということの評価するのではなくて、今までやっていたものをただ上手くやれば点数が出てしまうというのはどうなのかということですね。

そういう部分で、もしかしたらただ維持管理をしていけばいいというのではなくて、違う何か提案をしてくれたことに対して、要するに私なりの理解は評価基準が無いけれども、評価するに値すると委員の皆さんが考えた時にどうしたらいいか、そういうことですね。

- 委員 そうですね。例えばですがこの表の一番下だったり、この中ではこういう施設に関しては4番のところが一番適切なのかな、4番の最後に4番の総合評価とか全体の総合評価的な点数をつけられるところができたりはしないのかなとか。もし、評価のこのスタイルを生かしながら、自分が点数をつけたいと思った時にどうしようと考えた時には、そんなスタイルはどうかと。

- 公園緑地部長 こちらにつきましては、先ほど担当から説明しましたとおり、相当検討といたしますか、吟味をした結果として公園の形に合ったものとして作って参りました。それが先ほどの金額の部分は全体の1割しか見ていないという部分もありまして、ですからこと細かにいろいろなことの提案ができるように、してもらった部分を少しでもこちらがすくい上げられるように、評価しやすいように作った結果でございます。

ただし、今まで委員の皆様からお話をいただいているように、新たな方法、チャレンジ的なもの、それについてはある意味では大きく評価を左右するものでありながら点数でいくと消えてしまうという結果になりかねませんので、これにつきまして市全体の問題もございまして。検討させていただくということで、大変申し訳ございませんけれども、そういう扱いにさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

- 部会長 ご検討をよろしくお願ひします。

- 都市総務課長 対応の方法については、委員さんからそういう総合評価みたいのところを作ったらどうかと答えまでいただいたような状態なので、そういったことはどうだろうか

ということで全体をまとめている業務改革推進課とも調整をさせていただいて、それはそれぞれの所管で判断してくれということであれば公園の部局とも相談して、せっかくの機会なので、そういうご提案をいただくこと自体、私どもも想定していなかったのも、ぜひそこは反映させていきたいと思えます。

- 都市総務課長補佐 特に今回の第3回部会では、選定における募集要項、審査の基準については皆様外部有識者の視点を取り入れて、例えば審査方法、項目、配点など、取り入れることが可能なものについてはどんどん取り入れて案を修正するというのが今回の部会です。なので可能な限りは修正していきたいと思っております。

次回は完全にこの配点表に基づいて応募者の方たちからプレゼンテーションを受けて、また出された書類を見て採点していくような形になってしまいます。例えば100点、50点、30点あって、点数は100点なんだけれども50点を上にするよというのはなかなか難しいかなと思います。外に向けて明確に点数は100点なんだけど、50点のほうが上なんだよというのかなかなか難しいので、それはそもそもこの場でいただいた意見できちっと委員さんの意見を盛り込んで、そういった採点表にして、次のときはやはり100点、50点ではなくて、その人には120点になるような配点表を作っておくような形になろうかと思えます。

- 委員 質問ですが、もし応募が1社だけの場合もヒアリングと採点を行いますか。

○都市総務課長補佐 行います。

- 委員 その採点の結果が良くない場合はどうなりますか。

○都市総務課長補佐 結局、採点表に基づいて、点数は良くなかったとしても1社が出てきて、枠内に入っている。その中に失格項目が全く無ければ、基本的に手を挙げた業者さんが第1候補者になります。ただ、手を挙げて書類を出されて、その中に失格項目があった場合、例えば委員1名の方だけ1項目失格で、委員2名の方は失格でない点数を入れた場合、その業者さんは駄目かという、採点内容について委員の皆さんで意見交換を行い、採点結果を精査した結果、失格には値しないと委員会として、このスポーツ部会として判断した場合は失格になりません。

- 委員 0というのは不可ということになりますか。

○都市総務課長補佐 そうですね。不可という0点は、応募者から管理運営の基準に満たない提案がなされた、または提案自体なされていない場合に付けますので失格となります。不可があると、0点があると失格、もうそこで終わりと、ただ同一項目で委員3名のうち、お一人が0点、お二人は良。そのときに部会としては最終的に0にするのか。良にするのか。部会として良にするよと言ったら失格でなくなる。結局、部会のお二方もやはりこれは0だね、不可だねという、もうその応募者は失格になります。そんな形になってきます。

いずれにしろ応募した業者さんからの書類を見て、プレゼンを受けて、結局失格項目が1つもなくて、点数もきちっと出るのであれば第1候補者という形になります。

- 委員 わかりました。

○公園緑地部長 委員のおっしゃるボーダーラインがない。要は点数がこれ以下であれば、これを妥当としないということはないのかということですが、結局、失格項目がなければ点数が非常に低くても、そのまま採用されるという形になってしまいます。

- 委員 はい。わかりました。

○委員 不可というのは、この10点とか5点とかの、その範囲での0点ですね。

○都市総務課長 そうです。

- 委員 50点分が0というまでではないわけですね。これはまずいだらうと思ったら、0

と。

- 公園管理課長 その時点で全部が0ですから失格になります。
- 都市総務課長 その意味では先ほどのところの評価は難しい。意欲的なことを何も書いていないというのは0なのか、1なのか。要するにそこが0になると、それだけで失格という、十分条件ということになってしまうので。だから、評価基準も無いのに何を評価するのだという、その辺りですよね。ただ、おっしゃっている一緒に運用する効果とか、そういったものをこちらが期待しているから一緒にするのでしょうかとは言うけれども、そこについての何らかの期待があれば1点となるのでしょうか。意欲の評価をしたいという部分はもっと難しいかもしれない。
- 委員 そうですね。すごく難しいとは思いますが。
- 都市総務課長 これは事務局で1回検討させていただいて、また部会長さんを通じてこんなところということで結果をご報告するようにします。
- 委員 はい、すみません。
- 部会長 今のこの採点表ですが、「1回目」と右上に打ってあります。これは何か意味があるのでしょうか。2回、3回採点をするということですか。
- 都市総務課長補佐 可能性としてはあり得るかもしれませんが。1回目で採点して、集計結果を皆様にお示しいたします。それでまた部会として意見交換をしていただきます。そうこうして意見を聞くうちに、やはり自分の採点は違ったのではないか。そういった形でもう一度やり直そうとなった場合、2回目の採点を行います。
それぞれご専門の方がいらっしゃるのので、例えばプレゼンテーションを受けて、また書類を見て採点をつけていきます。善積先生は財務の専門であります。谷藤先生は財務ではなくて、スポーツ経営学の専門です。採点するうちに財務のことについて善積先生の意見を聞いたならば自分の採点は少し違ったのではないか。そういった形でまたやり直すということもあります。むしろ意見交換をして、それがまとまらなければ最終的に2回目の採点を行います。
- 部会長 あと、3つ書く欄があります。例えばA社、B社、C社と出てきたら、それぞれにつけていくというのでしょうか。
- 都市総務課長補佐 はい。今度皆様からいただきましたら、それぞれこのA社に対して石井部会長は何点。善積委員は何点、谷藤委員は何点。合計総得点は何点という形でB社についても同じように。総得点が高いところは第1候補者という形になる。
ただし、先ほども申し上げましたようにこの不可と書いてある0点がつくということは、失格という形になりますので、第1候補者であったとしても失格項目が1個でもあれば失格。それを最終的に失格とするのかしないのかもまた部会として意見交換していただく形になります。
- 部会長 そこまでを予定では10月15日に全部やるということなののでしょうか。
- 都市総務課長補佐 はい。提出書類を皆さんに見ていただいて、プレゼンテーションを受けて、質疑を相手方にして、それが終わりますと、今度は採点に入って、それを何社も、3社が手を挙げれば3社分やっていくような形です。
- 部会長 今の点に関連してご質問はございますか。
- 委員 この採点の公表はどのレベルまででしょうか。この表の素点みたいなものは。
- 都市総務課長補佐 そうですね、細かいところまでは出さないですが、総得点は公表します。
- 委員 こちらの募集要項の枠組みのレベルでの点数が出るということですか。
- 都市総務課長 いいえ。一番下の部分である合計点のみ公表します。

- 委員 157点とか、その数字だけが出る。
- 都市総務課長 そこだけです。そうしないと、ここはこっちの点数が高いからこっちではないとかになってしまうので、それも非常に難しいのですが、200点に対して何点だったという、その合計点だけを表示するわけです。そうすると、そのほかに委員さんとしてのコメントがある分というご意見だったけれど、それを何らかの形で私たちも点数化しておかないと、これはこの点数だけこういう意見がありましたというのをどう評価するのか。議会で承認をとったりするのに難しいので、大変申し訳ないですが、先ほどのようにそういったことはどうなのかということになれば、その枠を例えば特に評価する場合、5点とか10点とか15点という枠を別につくっておいて、それはもう単純に足してしまおう。総得点に足すという、要するに評価外で例えば今の話ですとプレゼンテーションにおける総合評価みたいなもの。そうすると単にプレゼンテーションが上手いのかということになっても仕方がないのですが、一生懸命さが出ているとか、何か新しいことをやりたいというのであれば、そういうところで総合評価みたいな枠を設けるかどうかという、それしかない。その評価の基準が明確にできないのでは困るのではないかとお役所みたいと言われるのですが、お役所でできないことをやってもらおうと思ってこういう方式にしているのでしょうかというのが筋論としてはあるので、それでそれは持ち帰らせてくださいということなのです。そうでなかったら、この委員会を置いた意味があまりないというのは確かにそうなのです。
- 都市総務課長補佐 それから、最後のこの採点表ですが、少し言葉が足りなくて、優、良、可、不可、それぞれ10点満点は優だと10点、良だと6点、可だと2点と書いてありますが、それぞれ優良可の意味というものがございます。例えば不可0点というのは、そもそも私たちが設定した管理運営の基準に満たない提案がされている。
- また、先方さんが設定した条件は全く無いということはより良い管理運営ができないわけだから0点。言葉は悪いですが、そういった業者さんをお願いするということは当然市民サービスの向上に全くつながっていかない。だから失格という形になる。この優はどういった時につけるか。不可はどういった時に0点をつけるか。評価内容というものを足させていただきます。
- 委員 これは点数をつけるときに揉めたような気がするんです。揉めたわけではないですね。この間にはつけられないのかということが話題に上がった気がするのですが。
- 都市総務課長補佐 とりあえず優はうちが提案している基準よりも優れた提案内容だから、満点です。良というのは、一定の工夫がなされている場合で、可というのは、うちが提案した内容と同等ということです。
- 委員 そうすると例えば8点だな。そういう点をつけたくなる気がするのですが。それは無しだということで。
- 都市総務課長補佐 そうですね。
- 委員 例えば今日、それを入れましょうよという意見というのは。
- 都市総務課長補佐 やはり◎か○か△か×かだと思っんです。
- 都市総務課長 結局先ほど言った基準に対して、これは10点で、これは9点で、これは8点というものを実際に私どもが表示できるかどうかですね。
- 委員 日本語としてということですか。
- 都市総務課長 その辺りの問題もあるので、すごく良い、いくらか良い、全然話にならないよというその4つぐらいかなということ。それに対して全部同じ5点が満点でなくて、10点のものもあるというのは、それは私どもで重みづけをしているということなので、だから優良可を5点満点でなくて3点満点でもいいのではないかとすることは確かに

そうだし、そうすると1点刻みななので。それでも3点と2点の間、2.5点はできないのということは、審査をされる方の心情としてはどこかで出てくるのかなということはありません。そういったときにどこがどうなのと。後々の説明が難しいというか、そのあたりが少しあって、配点にある程度差がつくようにといったところもあるのですが。配点は確かに難しいです。先ほど一番初めに私がそこをタイトにしてしまうと、今度料金の部分、委託料の部分で、これは上限をやっているんで、それよりは必ず低いのだからということはあるけれども。

- 都市総務課長補佐 細かくすると、逆にその説明が難しい。なぜ、これは7点でなくて8点なのだ。この1点は何が違うのだというように。
- 都市総務課長 それをご職業にされている皆さんですからね。
- 委員 逆に幅があるとつけづらいのは確かですね。そこまで上げてしまっているのか。
- 公園緑地部長 優なのか良なのかということも非常に難しい部分だと思います。その辺りで点数の開きが大きいということは、その部分で誰が見ても優だねという部分が多ければ、点差はドンドン開くのです。その点差が開くことを我々としては一番ポイントとしたいという部分があるものですから点差が開く。
それを逆に今度は細かくしますと、先生方の見方によって本当にどんどん差がなくなってしまうという結果にもなりかねない。本当にそのときに非常に判断が難しくなってきたと思うのです。ですから、すばらしいものはすばらしい。これは普通だよねとの差をつけてやるというところですが。それに見合うように逆に言うと出す項目だけは多くしたい。少しでも項目を多くして点差が開くようにしたいというようにはしているのですが。
- 委員 お考えはとてもよく分かります。それで差があるからつけるというようにしていくと、そこまではないけれども、少しずつ頑張ってるみたいなのところはどこにプラスしたらいいのかということが悩ましく感じたりということで、その総合評価みたいなことを考えたんです。

点数のつけ方としては、基準があって、それより上下というので、全体の説明はあって、総合評価だと基準が分からないので説明がつかないということは本当に分かるのですが、総合評価のようなどころで出したいところは、この基準に対して上下という観点ではなくて、新しい取り組みが1個あったからプラス1点。2個あったらプラス2点という、そういう基準に対しての上下ではなくて、加点システムみたいな形なので、例えば項目として何とかなの工夫であったり、何々に対する熱意か何か分からないですが、そういうものが項目としていっぱいある中で、これもある、これもある、これもある、だから総合評価何点というような説明ではあれですかね。すみません、一生懸命考えてみたんです。

私が考えていることはたくさん言えたので、あとは委ねます。

- 都市総務課長補佐 頑張ったという加算点みたいなものですか。
- 委員 そういうイメージの枠組みがあってもいいのかなと考えているのですが、あとはお任せします。
- 都市総務課長補佐 ちょっとお預かりいたします。今日この場で皆さんからいただいた意見を可能な限り採点表に反映させ、皆さんに納得していただいて、初めて10月15日の第4回スポーツ部会が開催できますので、直ぐに対応させていただきます。
- 都市総務課長 今おっしゃったことを点数としてやるのは、私どもの作業の問題もありますが、全体のスケジュールがずれていくということにはなるのですが。ただ、皆さん方が集まれる日は10月15日ということで、とりあえず1回仮置きでフィックスしてしまうと、応募期間を短くするか、審査期間を短くするか、そこでやらなければならない。私どもも預かったのはいいのですが、結構必死になってやらなければいけない。

- 委員 それで、例えばせいぜい4の施設の効用の最大点を発揮するものであるというところに、この枠組みの中の総合評価的なものが入って、これが1、2、3、4、5、6、7と書いていますけれども、それ全体としては70点というのはこのままでいけるのかなと勝手に思ったのです。
- 公園緑地部長 項目ごとにやって、10点のところは7点にしてしまって、最後の部分を。
- 都市総務課長 1点ずつ出してもらって、その貯金した分を。
- 委員 そうです、そういうイメージです。
- 都市総務課長 そうやったときに全部の項目にやるのではなくて、例えば施設の効用というのが今委員さんがおっしゃっていた、一番ここがポイントではないかというところですか。場合によってはこのところの70点の部分の部分を少しずつ取って、70点は変えないで違う項目を一つ入れるという、要するに施設の効用というものはもう少しあれですが8ぐらいにして、一体利用に対する考え方とかそういう項目を起こしておいて、基準はないけれどもこれだったらできるのではないかということで点数をつけられるような感じですかね。
- 部会長 あと例えば、今のと少し違いますが、指定の基準のところには7という項目を入れて、その他評価委員会で特に評価すべき点と認めた事項で加点要素として例えば20点設けるとか。
- 都市総務課長 それもあります。
- 部会長 加点要素で。だから、そこは別に0では失格にはならない。
- 委員 それいいです。
- 部会長 220点満点にする。
- 都市総務課長 いわゆる新規提案と一体利用に関するものという、その2項目を置いておいて、例えば満点というか加点の枠が5点か10点か持っていて、その中でそこはそれぞれ皆様方が7点だ8点だとやってもらってもいいわけですね。
- 委員 この0が何とかというのは適用しない。
- 都市総務課長 適用しない、そういうことですね。
- 委員 審査基準における審査項目という細かい視点については必ず入れておかないといけませんか。
- 都市総務課長 この中のこれですか。
- 委員 ええ。これを募集要項で明示しておかないとやはりいけませんか。
- 都市総務課長 難しいですが様式と出てくる。
- 委員 提案書様式とペアなんですね。
- 都市総務課長 これに書かせるけれど、これは何を評価しようとしているのかというのが逆に分からないで聞くというのもフェアでないというか。その辺は至急考えて調整をさせていただきます。
- 部会長 では、その点については事務局、よろしくをお願いします。
- 都市総務課長 そこは早急に検討して、また部会長のほうにご報告させていただきます。すみません。
- 部会長 何点か、私は評価に関するところではない質問になるのですが、1つ目が、指定管理者募集要項、資料7-1の9ページの重複提案の禁止の(3)のところですか。これのただし書きのところの意味がよく取れなかったのですが、これはどういうことを想定されているのでしょうか。
 複数の応募ができないということはもう理解できるのですが、ただし書きで書いてあるのはどういうことを念頭に置いているのか。
- 都市総務課長 いわゆる重複提案の禁止というのは法人、要するにJVなんかの場合を普

通は想定するのですが、1つはこっちのJVと組んで、1つはこっちのJVと組んでというようにして、両方二股をかけては駄目ですよというのが基本です。ただし書きのところにあるのは、「応募に係る単独団体、共同事業体の構成団体のいずれでもないことを前提に」というのは、要するにそのJVの下に入って、例えば特殊な何か、芝の委託をこっちの会社からも受けているし、こっちの会社からも受けている。でも、この会社自体は提案しているのではなくて、あくまでも外部受託者として。例えばセコムがある。両方ともセコムを使って管理しますよと言った場合にセコムが両方に管理者としてなっているから駄目なのかということそうではないよと。あくまでもそれは指定管理者ではなくて、この業務をやってくださいと言われた受託者としてあるのであれば、それはいいですよということです。だから指定管理の主体とならないということであればいいです、ということになります。

○部会長 分かりました。ありがとうございます。

指定管理者の自主事業に関連するところになるかと思いますが、7-4の指定管理者管理運営の基準の17ページで、(2)の「飲食・物販事業」で、指定管理者は指定管理施設において飲食・物販事業を行うことができるとあります。指定管理者自らが行うことができるのは分かるのですが、指定管理者からどこか他の業者に指定管理施設内でこの飲食・物販事業をやらせることができるのか。場所代をとって、あとは自由にやってねということができるのかどうかということ。

それから指定管理区域外、例えばJリーグを開催したとき、フクアリの外側ですね。通路とか。ああいったところで飲食・物販事業をすることができるのかどうか。そういった点はどうなりますでしょうか。

○公園管理課長 まず、指定管理者以外のものが指定管理区域内で飲食を提供することができるかということ。指定管理者からの委託なり指示なりを受けてということでは十分可能であります。区域外につきましても、市のほうに許可をとっていただければ飲食等の提供は可能です。

○部会長 その点に関して以前QVCマリフィールドが、ロッテが指定管理者になる前はスタジアムの外で屋台とか出せなかったけれども、ロッテが指定管理者になったら出せるようになったという話を聞いたことがあります、それは私の誤解ですか。何か制度が変わったんですかね。

○都市総務課長 ロッテになったからというわけではないですね。ただ、そのタイミングが同じだったので、そのように見えますけれども、マリフィールドの周りは県です、管理者が。公園の管理者が県で、県に対してずっと用地を使わせてくれということをやっていたんです。それをやっている前後は楽天ができた時期なんです。いわゆる賑わいを周りでつくらないとお客さんが来ない。千葉県から球団がなくなってしまったらどうするのだということの危機感が若干あって、県のほうもそういった賑わいづくりということで、公園を使うのだったらいいよと。ただし、そこで出るのは誰でも貸すのではなくて、あくまでも丁度指定管理になったので、指定管理者がオーガナイズした人に貸せばいい。

要するにそこを使ってやるのは指定管理者が許可を得て、コントロールして使え。そうではなくて、やっているから、あそこは儲かりそうだからいきたいと言ってやっても県は貸しません。要するにそれと一体となって活用することを条件としてであればOKという形になっています。

だから、ある意味では指定管理者の制度ができたから、ロッテがなったからというわけではない。指定管理者の制度ができて、一体利用みたいなこと、自主事業の提案というシステムができたことでそういう制度、これは県もやっていますから、そういった意味でな

ってきたということでもいいかと思います。だから、外を使わないこともできるわけです。中だけでいいよと指定管理者が言えよ。でも、そうするとちっとも面白くないといって周りを使うということになります。逆に周りだけを使うというのは、フクアリの場合はあって、中で試合もやっていないのに周りでお祭りをやったりということがありますから。

○部会長 その周りでやるお祭りというのは今回の指定管理者がどうこうというよりも、管理をしているのが公園緑地事務所になるのですか、そこに許可を取ってやるということになるのでしょうか。

○都市総務課長 そうですね。公園緑地事務所が公園の管理をしていますから、そこに対して。あれは地元のお祭りと一緒にやることが多いのです。そういう形で一部スタンドの中の案内もするけれども、試合はやっていないから見たいという人には見せてあげるけれども、そのほかはあんなに広い公園なのにサッカーをやるとき以外は使わないと言われるもので、それこそ自主事業でもっと人が来てもらって、これだけの利用が上がりましたよということがあれば、やはり指定管理者としての評価は上がる。あそこに任せたから自主事業でツーペイでやってくれればいいよと。市役所がやっていると、そのために予算を取って何とかやって、何人集まったというだけで、自分たちで何か一生懸命やろうということではできない。あまり言いすぎてしまうと何かな。そういう意味では指定管理のシステムができたことは一つの大きなプラスの方向であると思います。

○部会長 ありがとうございます。あと清掃業務に関連することですが、蘇我スポーツ公園施設内はQVCマリンに比べてきれいだという印象を私としては持っているのですが、施設が新しいということもあるでしょうが、鳥の糞とかがコンコースにあるかないかということが全く違うと思う。これは指定管理者の委託に際して両方で違いがあるのか、それとも単に場所が違って鳥がいるかないかだけなのか。

あとはトイレの清掃も施設内のきれいさというところも使用頻度とか人数が違うからなのか。その点はどうなのでしょう。蘇我スポーツ公園のほうだけ工夫がされているということはあるのでしょうか。

○公園管理課長 特に蘇我スポーツ公園のほうがそれについて嚴重に注意しろということではなくて、QVCマリンの場合は鳥が居すわってしまうというわけではないのですが、よく来てしまうところになっています。ですので休場日もカラス等は中に入って石を移動させたり遊んだりしているわけです。ですので、そういった鳥が既に入り込みやすい状況になっているので、QVCマリンのほうは汚い状況にある。フクアリのほうは幸いまだ鳥が常時いるような形ではないので、鳥の糞についてさほど目立たないような状況であるということです。

○都市総務課長 トイレが新しいからきれいという、そういうのは。

○公園管理課長 トイレはもちろんフクアリのほうが新しいからきれいということもありますが、QVCマリンについても今順次改修を4か年計画でやっています。今年度終われば全体がきれいな形になるような取り組みをしております。

○部会長 ありがとうございます。それから、指定管理区域内に何か不具合があった場合には修繕等を一定の契約の範囲内であれば自由に行うし、やってもらわなければ困るという内容だと思いますが、関連する部分で指定管理区域外に不具合があったときにどうかという点。

これはこの前の視察のとき、ランニングコースのところに30センチぐらいの穴が空いていたり、敷石の間から草が出ていたり、雑草が伸びているということがありました。こういったところについて、指定管理者に何らかの対応を求めていくものなのかどうかということ。それから管理区域外だから義務ではないとしても、逆に指定管理者が美観とかを

何か自主事業との関連で自分でこうやってしまいたいということでやってしまうことが許されるのか。そういったところはどのようなのでしょうか。

- 公園管理課長 管理区域外につきましては、当然市のほうで管理すべきものですが、それについて指定管理者が、我々は予算の範囲内でやっていますので、ときには草の丈が伸びてしまう場合もあります。そういったことで指定管理者からの申し入れで対応したいということであれば、積極的にやっていただきたいということはありません。
- 部会長 そういったことは今回応募するに当たって提案書の中で出てくるようなところはあるのでしょうか。指定管理区域外でも何かあったらやるよということが書ける場所があるかどうか。あったとして、それがどこかの評価に加えることができるのかどうか。
- 公園管理課長 先ほど来の4番の施設の効用を最大限発揮するものであることの部分での評価ということですね。
- 都市総務課長 その部分は前の全体会のときに少し言いましたけれども、指定管理するのに施設だけでいいのかとか、いろいろと私は変な言い方をしたんです。要するに、それを包む周りとか他のものと一緒のほうが良いのではないかと。そうすると、これを全部公募したほうが良いのではないかと。いや、決めてしまって非公募でやったら良いのではないかと。ということも検討しなければいけないと言った中で、今料金が発生しているところは指定管理していますが、その間は先ほど竹本課長が言ったように市がやっている。もしかしたら、それは市でなくて全部一緒にやってもらったほうがよほど効率が良いのではないかと。意見が中でもう出ています、確かに。ただ、それをどうやったら良いかはまだ分からなくて。

じゃあ一部の公園を指定管理者だからといってポーンと任せて、そこに委託料を払っていいのという部分もあって。難しいですよ。だからほかの業者よりこの業者は余計に草を刈るけれども安い。そういうことになるのでしょうが。そうすると、そもそもの市の単価の設定は何だということにもなるので、そのあたりは結構難しいところがあることはあります。

ただ、今部会長がおっしゃった間になっている不具合はどうするのかについては、既在中では問題意識を持っていまして今検討はしているところです。

- 部会長 あと私から1点だけ。事業評価モニタリング業務というものがあります。指定管理者がアンケートを行うということはあるのでしょうか、市としてアンケートを行うことがあるのかどうか。それから、市が行ったもの、それから指定管理者が行ったものについてアンケートをどう具体的に利用するのか。指定管理者が行ったものについては、市に明らかにされるのかどうか。あるいは市民に公表するのかどうか。そういったことはどのようになっているのでしょうか。
- 公園管理課長 まずアンケートをとったというところですが、通常管理業務とは別にその施設をもっと別な形で生かしていきたいとか、新しい施策を立案する際には通常事業者アンケートとは別に市としてのアンケートをとることはあります。それはインターネット上でとったり、モニターを使ったりとか、そういう手法になりますが。それから、アンケートの利用の仕方につきましては、1つにはこちらの選定評価委員会の年次報告の中でご報告させていただきまして、また委員の皆さんから出た意見あるいは我々として改善したほうがいい点について指定管理者のほうにフィードバックして、次の管理運営に生かしていただくような形での利用をとっております。それから、アンケートの公表につきましては市としてこういう結果が出ましたということでの積極的な公表はしておりませんが、内容について問い合わせ等があれば手続を踏んで公表するような形をとっております。以上です。

○部会長 ありがとうございました。他にご質問、ご意見等はありませんでしょうか。
よろしいですか。

他にご発言、事務局からもございませんか。

では、議題2について以上で終わらせていただきます。募集要項等につきまして、本日の部会での意見をできるだけ反映させていただきますようお願いいたします。

これで本日の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして平成 26 年度第 3 回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○公園緑地部長 本日は貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。評価基準点につきましては持ち帰り検討させていただきます。それと、それらを反映させまして指定管理の募集について実施して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、10 月には提案内容の審査をお願いいたします。その節は何卒よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。